

## 「ヤングケアラー」について知っていますか？

### ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされています。（参照：厚生労働省ホームページ）

家族のお世話や手伝いをする事自体は本来、素晴らしいことです。しかし、それが年齢や成長の度合いに見合わず、過大な責任や負担を伴うものであれば、学業等に支障が生じたり、子供らしい生活が送れなかったりするおそれがあります。

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

### チェック

県や市町村では、幼い子供、高齢者、障害や病気のある方、経済的にお困りの方などのため、さまざまな福祉サービスによる支援を行っています。もし、家族のお世話など、生活に関して困っていることがあれば、ひとりで抱えこまず、学校や福祉の窓口にご相談してみませんか。

#### 相談窓口

- 各市町村の窓口（「和歌山県ヤングケアラー」で検索）  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040100/young-carer.html>
- 子供 SOS ダイヤル 073-422-9961  
（年中無休、24 時間対応）
- SNS 相談（LINE）<https://lin.ee/58iSYnB>  
（平日 17:00～21:00）※中高生が対象  
※「きいちゃん LINE 悩み相談@」を友達登録

内容についてのお問い合わせは県人権施策推進課まで  
☎073-441-2566

